

第209回千葉県個人情報保護審議会会議録

1 会議の日時 平成24年6月26日(火)午後2時から午後6時

2 場 所 千葉県庁南庁舎別館2階第8会議室

3 出席者の氏名

(1) 審議会委員

土屋俊会長、有馬和子委員、勝山信委員、清田乃り子委員、藤岡園子委員、松村雅生委員(委員：五十音順)

(2) 事務局職員

飛山利夫市町村課長、川崎一志行政班長、谷田貝敦志主査、山口一樹副主査、庄司仁美主事

(3) 傍聴者

なし

4 議題

(1) 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例(仮称)の制定による本人確認情報の利用の拡大について

(2) 本人確認情報の保護措置について

5 議事の概要

土屋会長: 始めに議事署名人について、有馬委員にお願いする。本日の審議は、公開で行う。

議題1として、住民基本台帳に基づく本人確認情報の利用および提供に関する条例の制定による本人確認情報の利用拡大について、議題2として本人確認情報の保護措置についての2点について審議をしていく。

それでは事務局から説明をお願いする。

事務局: (説明資料1の1～5について説明)

松村委員: 条例制定をして、本人確認情報を利用する場合には、個人情報保護条例上の手続きというのは何が必要になるのか。

事務局: 個人情報条例の目的外で使用する場合には手続きが必要だが、今回は目的内の利用なので問題とならない。また、オンライン結合は答申済である。

松村委員: (今回の条例利用により)行政側でチェックを行うものであるから、住民は申請の際に住基カードを持つ必要がないということか。

事務局: 住民は申請の際に住基カードは必要ない。

松村委員: 条例を制定する際に、審議会による了承は必要条件なのか。

事務局: 審議会での審議は、任意の事項になるが、本県では本人確認情報保護に万全を期すため諮問するものである。

勝山委員: 条例案そのものではなく、基本的な考え方だけを審議してほしいということか。

事務局: 条例案骨子も説明するが、最終的な条例の条文は答申後詰めさせ

ていただきたい。

有馬委員： 訴訟の理由はこういったものだったのか。

事務局： 住基ネット上に、氏名、住所、生年月日、住民票を異動したときの異動情報などが流通することが、プライバシー侵害にあたるということが主な理由である。

松村委員： 判例では、原告が心配しているような漏えいや悪用といったケースは非常に少ないということも引き合いに出している。そういう意味では、セキュリティについての諮問にも意味があると思う。

土屋会長： 最高裁判例の趣旨は、利用者の範囲を限定することと、セキュリティ的な漏えいが難しいという部分が十分担保されれば問題はないということであったと思う。

勝山委員： （説明資料1の5の）第3の「本人確認情報を提供する知事以外の執行機関」という表現が分かりにくい。

事務局： 表現について検討する。

事務局： （説明資料1の6、7について説明）

松村委員： ここで取り上げているのは、国が法律で利用事務として定めていないものということか。

事務局： そのとおり。例えば選挙における候補者の立候補の届出に関する事務では、住民票は法定の必要書類にはなっていないが、事務を円滑に処理するために、添付をお願いしているものである。

有馬委員： 事務件数が少ないものについては、コストパフォーマンスの関係で利用事務としないということだが、少ない件数でも対象となっている理由はなにか。

事務局： 事務件数が少ないものであっても、新しく端末を設置する必要がないものについては、対象としている。

有馬委員： 利用事務としたが、事務件数が少ないために結果として利用されないということもあるのか。

事務局： それはあり得る。

松村委員： 利用事務の対象とするかの判断が難しい。今回対象とされているのは、氏名や住所などの情報を住基ネットを利用して調べられるという事務であるが、業務自体の性質もあって、個別で議論するようなものではない。

有馬委員： 住基ネットの利用によって住民が恩恵を受ける事務について削減する必要性は感じないが、住民への恩恵が少ない事務のために、住基ネットの端末を置く必要があるのかが疑問である。

松村委員： 災害時における事務というのはどのように使うのか。

事務局： 市町村で住民基本台帳を焼失したときに、県のサーバから消失した市町村分のデータを取り出して提供をする。それに基づいて、安否確認や住民であることの確認のためのデータとして使ってもらおう。また、県において安否確認を行うケースの場合に利用するというこ

とも想定している。

有馬委員： 住民票の写しの交付が制限されている場合に、県は住基ネットで情報を入手できるのか。

事務局： DVによる住民票交付制限は、特定の人への提供を防ぐという申出制になっているため、県や国などによる利用が制限されるものではない。

松村委員： 千葉県の場合、利用事務の選び方が他の都道府県とかなり違った形になっているようだが。

事務局： 千葉県は条例を作成する時期が遅くなったため、他の都道府県で色々な事務を入れているというのが分かるので、少しでも住民の負担軽減になる事務であれば入れようと考えている。

松村委員： セキュリティの関係にもなるが、あまり利便性がないところに端末をいれたり、関係部署で広く利用できたりする形にするのが難点があるのではないか。

土屋会長： 今までの経緯を見ていると、運用面でのトラブルが多いということもある。事務の種類としてではなく、住民の負担軽減を基準に考えるということか。県側の事務としてはあまり変わらないということか。

事務局： そのとおり。保安課の関係の事務や屋外広告物の事務は個人の事業者もいるが法人の関係も多いため、県側の事務の省略としては一部だけになる。

松村委員： 類型7のがん登録については、今まではどのように住民票を取っていたのか。

事務局： がん患者のデータベースを県がんセンターで保有している。生存確認ができればがん治療の推進に役立つということで以前公用請求を検討したが、市町村によっては回答が得られないのではないかとこのことで断念し、現時点では生存確認はできていない。

有馬委員： （今回の条例利用は）住民がなんらかの申請をするときに住民票を添付しなくてすむということが最初の段階として挙げられるが、そのかわりに例えば税金の滞納をしていて通知書が届かない人に対して、住基ネットを利用して現在の住所を調べてそこに送付することも可能になるということか。

事務局： そのとおり。

土屋会長： 今までも住民票を公用請求して行っていた事務を住基ネットで代替するということになるが、類型7については公用請求をしていたものではないので、チェックをしなければいけない。

松村委員： （条例利用の対象事務について）事務の件数は多いが、ほとんどの県で条例利用の対象にしていないものと、事務の件数は少ないが多くの県で条例利用の対象としているものがあるがこれはなぜか。例えば住民監査請求に関する事務は、件数は多くないが、20の都

道府県が対象事務としている。

事務局： 住民監査請求に関する事務については、住民であることが住民監査請求の要件となっているため、住基ネットで確認する必要性が高く、また、判断までの期間が短いため、住民票を公用請求する期間を短縮する必要があることが考えられる。住民票を扱う件数に関わらず、住基ネットの利用を限定的に考えている自治体もあると思う。

松村委員： 県が市町村に住民票を請求するという点については、法的に問題はないのか。

事務局： 住民基本台帳法12条の2の規定により、事務処理上の必要性など請求の理由を明らかにすれば請求はできる。ただし、請求に対する回答は市町村の判断による。

事務局： (説明資料2を説明)

松村委員： 住基ネットの情報の漏えいというのはどのように発生するのか。現実はどういったことが起こって、どういった被害が発生する可能性があるのか。

事務局： あまり問題となった事例はないが、他県の事例で職員が知人などの住所を調べるといった目的外利用を行ったということがある。端末機では1件ごとの検索しかできないので、データを大量に持ち出すということはサーバにアクセスしない限りできない。一斉検索はシステム管理者が行う操作であり、これまで漏えいといった事例はない。

有馬委員： 職員が操作者識別カードを使って住基ネットを利用するときに、利用年月日、時間、誰のカードというのは記録されるのか。

事務局： 記録され、システム管理者が調べることができる。

松村委員： 氏名や住所といった住基ネットの基本情報が漏えいした場合に、他人に成りすまして、偽造の住基カードが作成されてしまうのか。

事務局： 住基カードを作成する際には、運転免許証やパスポートなどの本人確認資料が必要になるので、基本情報を知っているだけでは、成りすましによって住基カードを作成することはできない。

土屋会長： 諮問については、本人確認情報の利用拡大の必要性は認めるという方向でいいか。

松村委員： 必要性は認めてよいと思う。がん登録と、どこまで認めるかということが気になる。他の多くの都道府県では、事務件数の多いところを中心に利用対象としている。それはコストの問題もあるかもしれないが、セキュリティの関係でメリットの少ないところまで広げる必要はないという考え方が取られているのであれば、セキュリティについて他の都道府県以上に考えているということが必要と考える。個人的には千葉県は時期的にも、位置的にも災害の事務については否定しがたいと考えている。

土屋会長： 諮問に対しては、必要性は認めるという方向性でまとめていく。

ただし、次回冒頭でがん登録と、災害事務について詳細説明をお願いしたい。

事務局： 以上で、第209回個人情報保護審議会を終了する。

次回は6月28日（木）午前10時から、今回と同じく南庁舎別館2階第8会議室で行う。